

# ヴィクトリア朝における廉価本争議

## ——新たな読者像をめぐって——

青木 健

(1)

ヴィクトリア朝がとりわけ「小説の世紀」とみなされるのは、才能豊かな作家の輩出のみならず、作品を供給する出版形態と販売形態及び流通機構の発達に加え、それらが対象とした新たな読者層の誕生が相互に関連した結果であるという仮説をたてる場合、廉価な書物の出版は重要な要因となろう。十九世紀の「一般読者」、廉価出版物の歴史、出版者と作家の関係などに関する先行研究は、「ブック・スタディズ (Book Studies)」の研究領域を一段と拡大した。一方、作家・出版者・書籍商・読者の相互関連の通時的研究に比して、共時的研究は進捗していないというのが実情であろう。それは、総合的な研究によってなされるべきものであり、そのためにも、テーマごとの研究を積み重ねる必要がある。本論も、そのような趣旨のもとに、十九世紀中葉のイギリスにおける「読者像」というテーマを通して、出版文化の総合的な研究のあしがかりを擱もうとするものである。それには、出版文化に関わった作家、出版者、書籍商を始め、読者自身がどのような概念を「読者」に持つようになったか、その経路に焦点をあわせることは是非必要な作業と思われる。

さまざまな社会的状況によって、ヴィクトリア朝に新たに誕生した読者層は、書物を贅沢品というより、娯楽と知的糧の供給源という意識のもとに、できるだけ廉価に購入しようとする人々であった。供給側もそれに呼応して、さまざまな工夫を凝らして読者の需要に応じようとした。古くはラッキントンによる古本やゾッキ本の提供、「ミネルバ文庫」、ムーディの貸本システム、ディケンズに代表される一シリングの月刊分冊やナイトの『ペニー・マガジン』など廉価な雑誌、マリーの「ファミ

リー・ライブラリー」やペントリーの「スタンダード・ライブラリー」などの双書もの、さらにはW.H.スミスの鉄道売店など、ヴィクトリア朝の小説を始めとするさまざまな出版物の出版形態や流通形態は、廉価な書物を提供し、結果として新たな読書層の開拓を促した。あるいは、その誕生に対応しようとした。しかし、そのような流れは必ずしもスマーズに、支障なく進んだわけではない。従来の安全な伝統に則り安穩とした読者観や職業観をもって、社会の変動への認識を持たなかつたり、むしろそのような流れを危険視して質を重視するという名目のもとに、集団的・合法的に保身を目指した出版者や書籍商がいたとしても不思議はない。とりわけロンドンの書籍業界は、書籍商組合（ステーショナーズ・カンパニー）として長い歴史を持ちその団結と結束を誇っていたが、その主要なメンバーたちはそのような流れを正面から受け止めるのを避けた印象がある。

しかし他方、ヴィクトリア朝も進むに従い、経済全体の上昇気流に乗って輩出した新興出版者や書籍商の中には、老舗の出版者や書籍商と一線を画し、独自の職業観を振りかざし、彼らに対抗しようとする者の出現がみられるようになった。本論は、そのような流れの中で、ロンドンのみならず、地方（とりわけ、スコットランド）の出版者・書籍商を始め、ディケンズなどの当代の作家や知識人、さらには多くの読者を巻き込んだ一つの事件をきっかけとして、新たに「読者の概念」が生まれたプロセスを探るのを狙いとしている。そして、全体の流れをマクロ的に見るのではなく、ここではもっと具体的な事象を追い、ミクロ的視点から全体の流れにたどり着く方法を取ってみたい。

それはまた、「読者」に関する問題だけではなく、出版文化を担う出版者・作家・書籍商・読者の相互関連を明らかにする。その関係を歴史的に辿ってみると、かつては著作権問題があった。事実、イギリス十八世紀の出版文化は著作権闘争を中心に発達したという側面がある<sup>1)</sup>。しかし、一七七四年に永代版権が上院において最終的に否定されて以来、著作権問題は、作家と出版者の間の個人的問題へと移行し、十九世紀の出版文化では周辺的な問題となって行った。代わって注目を浴びるようになったのは、廉価本問題である。それは、三十一シリング六ペンスという高価な三巻本（'three-deckers'）などとの対立の中で、いかにオールティック流の「一般読者」に廉価な書籍を提供すべきかという問題で

あり、書物が国民文化を支える最も重要な要因として機能するという理念につながるものでもあった。十九世紀中葉に、作家兼政治家のグラッドストーンが議会で書籍業界という一職業の内紛に言及し、廉価本の流通を阻害することは、文化の伝播に大きな障害になると警告したのは、単に作家の立場からの意見ではなく、書物と読書の国民文化への影響を視野に入れた意見と捉えることができる。

本論では、ヴィクトリア朝中葉にロンドン書籍業界に起こった一つの事件のプロセスとその結果をたどりながら、廉価本に対する出版者・書籍商・作家の姿勢を検証し、それそれが「読者」との関連の中でどのように対応したかを考察し、事件の結果が廉価本出版への傾向を一段と強めた状況を明らかにする。まず、この事件に巻き込まれた作家たちの中で、ディケンズの対応を足掛かりとして、事件の内容とその展開を見てみたい。

一八五二年五月七日、ディケンズはジョン・チャップマンなる出版業兼書籍商宛に次のような簡単な書簡を書き送っている。

ハウスホールド・ワーズ・オフィスより、一八五二年五月七  
日（金曜）

### 前略

貴兄からの「決議案」の書類を預かっていますが、これをキャンベル卿に送付する件に関してご相談したいと思います。ご都合が宜しければ、このオフィスで五時きっかりにお会いしたいと思います。日曜日にはロンドンを離れる予定です……。

チャールズ・ディケンズ拝

ジョン・チャップマン殿<sup>2)</sup>

この簡単な書簡は、『ハウスホールド・ワーズ』編集の多忙な中で、ディケンズが関わったある事件を垣間見させるものである。その事件とは何か、「決議案」とは何か、ディケンズはこの件でどのような役割を演じたのか、また事件の結末はどのような意味を持つのかを出発点にして、この事件がヴィクトリア朝における書籍の出版と販売にどのように関わったかを第一義的に考察し、オールティックの、いわゆる「一般読者」

の概念の動向を視野に入れながら、出版・書籍業界の変動を浮き彫りにしたい。

まず、ディケンズが関わった事件の発端を探るには、一八二九年にさかのほらねばならない。ディケンズがまだ人生の方針もままならぬ頃のことである。その年度に起きた主要な事件を取り上げ、簡便に報告する『アニユアル・レジスター』の一八二九年度版に書籍業界の動きが次のような書き出しで記述されている。

書籍業界——大手出版社と書籍商の会合が、「チャプター・コーヒー ハウス」で開かれた。その目的は、書籍・出版業の品位を保ち、適正価格による利益の確保に必要な慣行について議論することであった。新刊本に関して、出版社及び多くの書籍商は、先般来起きつつある、また日々拡大しつつある状況を不快な思いで見ていた。それは、新刊本が出版価格より安く販売されている事態のことである。これを行っているのは、迅速な販売を狙って、公に認められている二五パーセントの利潤の半額、時にはそれ以下の儲けで販売している一部の書籍小売り商たちである<sup>3)</sup>。

この書き出しには、会合の目的と扱うべき問題が簡潔に指摘されている。一部の書籍商が公認の率を超えるディスカウントで新刊本を廉価に販売することへの対策を協議するというのが会合の目的とされている。実際、この会合が一八二九年十二月九日にロンドンのチャプター・コーヒーハウスで行われたことは確認されている。『アニユアル・レジスター』はさらに対策のために決議された内容、決議に署名した数に言及している。

そこで、大手の出版社・書籍商は委員会を組織し、そういうふた行為を阻止しようと決議をなした。決議に同意し、署名した数は六百五十名以上であった。決議として、廉価販売の悪影響を明確にし、その阻止のために次のような提案がなされた。著作権の保護外にある書籍に関しては、委員会はこれに関与せず、当該者の自由に任せることとする。新刊本に関しては、一部の書籍商の勝手な割引販売によって、他の書籍商・出版者に迷惑をかけない

ようにさせる。そこで、新刊本の小売りの割引は、出版価格の一〇パーセントを上回らないこと、それも即金で支払うこと。違反者には新刊本を回さないこと、等。「新刊本」の定義について疑問が起った際、委員会は次のような用語解釈をした。「新刊本」とは、出版後ないしリプリント後二年以内のもの、あるいは、著作権で保護されているものを指す<sup>4)</sup>。

その他、『アニュアル・レジスター』では言及されていないが、違反者には、「業者間価格」での書籍供給を拒否すること、「図書クラブ (Book Club)」や「図書協会 (Book Society)」に対しては一五パーセントの割引を認めること等が規約として決議され、一八三〇年一月から発効することなどが決議内容にはあった。

決議署名に六百五十名の書籍・出版業者がいたということは、この業界の結束力を浮き彫りにするが、事実、ロンドン書籍商組合に代表されるように、彼らの一致団結ぶりは目を見張らせるものがある。著作権法や税に関しての請願の際に、彼らがしばしば統一行動を起こしたことはロンドン書籍商の歴史に詳しい。とりわけ十八世紀には、著作権法とのからみで彼らが統一行動を起こした例は多々あり、議会に請願する際にはとりわけ協力の度合いは強かった。十九世紀には、著作権法に加えて、様々な税法の撤廃に関して請願書に揃って署名する状況がしばしば見られた<sup>5)</sup>。

今回、書籍・出版業者は協会を組織し、内部に委員会を設け、書籍の販売に関して一定の規約を作り、様々な問題に対処しようとした。上記の『アニュアル・レジスター』が言及している「委員会」は、さらに特定の問題に対処するために、協会内に一八二九年に新たに作られたものである。というのも、暫定委員会が前年度に作られており、規約に関する詳細な報告書がすでに協会に提出されている中で、一八二九年の新たな委員会はさらに強固な基盤を持つべく「半永久的な委員会」として設置されたからである。新たな委員会が対処すべき問題は「新刊書の廉価販売」への対応に関してである。廉価で新刊書を販売する一部の規約違反者を取り締まるという目的である。新刊書の価格を大きく割り引いて販売しようとする書籍商の数が黙視できなくなってきたため、委員会は一定の割引を定めることで収拾を図ろうとしたのである。

十九世紀に入り、小売りにおける廉価販売がにわかに問題になったのには様々な要因があろうが、J. J. パーンズは、その一つに「新刊本には一定の価格が設定されていた」ことを挙げている<sup>6)</sup>。現代の出版形式に慣れている我々には「新刊書に価格が設定されている」のは当然のことと思われるが、十八世紀末まで装丁の技術が未熟だったため、書籍の価格を一定させることができず、十九世紀初頭にその技術が導入されて初めてそれが可能になったという。しかし、そのことと廉価販売とはどうつながるのであろうか。廉価と意識されるには、本来の価格（出版価格）がまず知られていることが前提であり、それとの比較によって廉価かどうかが読者にも分かるということになる。それが、十九世紀になって初めて可能になったということは、それまで新刊書などは贅沢品であり、経済的余裕のある一部の者にのみ入手できるものだという意識が強かったことを示している。価格を前もって知ることができれば、書籍購入のための用意をする読者層が一段と増えることは予想できる。

読者に定価を周知させる手段に、出版者による広告・宣伝があるが、十九世紀初頭には現代的な形式の広告・宣伝の方法が確立しており、出版者は様々な媒体を通して広告・宣伝を実施していた<sup>7)</sup>。ロングマン社などは一八一八年に四千六百三十八ポンドを新聞広告に使ったといわれている。その他、定期刊行物や書評も出版物の広告・宣伝に際しては、本の内容説明に加えて、価格を表示するようになっていた。このように、一八二九年までには、読者は前もって新刊本の価格を知り得たし、したがって割引価格も知るようになっていた。装丁も内容も同じなら、客がより安い本を求めるのは自然な流れである。書籍商の中に、それを見越して、早い現金回収と販売部数をあげるためにディスカウントして販売に走る者がいたとしても責められない。しかし、伝統的な書籍業界のシステムを保持しようとする多くの出版・書籍業者はそのような状況を黙視できなかった。とりわけ、老舗の出版者にとり、それは従来のシステムを破壊し、業界に混乱をもたらす以外の何ものでもないと映ったため、この問題は緊急課題になったと思われる。彼らは、協会を組織し、価格についての規約を作つてこの問題を解決しようとした。現代ならさだめし「価格カルテル」として指弾されかねない行為に彼らを走らせたのは、伝統破壊への恐怖であったろう。

しかし、この問題は、単に一部の書籍商による利潤追求とそれを阻止

しようとする大手出版者・書籍商との間の争いとして単純に割り切れない多くの要因を含み、ヴィクトリア朝中葉における作家・出版者・書籍商・読者の相互関連に深く関わることを当事者たちは当初意識していなかつた様子が窺える。書籍商協会と廉価販売業者の対立は、そのような広がりを考察するきっかけを与えてくれそうなので、まず対立の過程を追ってみよう。

一八二九年に書籍協会が内部に委員会を設け、廉価販売阻止を目的に規約を作ったことは既に触れたが、この時点では、この件は業界内部で知られていただけであり、『アニュアル・レジスター』の短いコメントでは一般的の注意を引くまでには至らなかった。注目を引くことになったきっかけは、委員会を最初に告発した出版者・書籍商のウィリアム・ピッカリングの行動である。彼は、一八三二年に二種類のパンフレットを出版、その中で委員会の構成メンバーが大手十社からなっていると暴露し、さらに、彼らが小売業者をいたぶっていると非難した。ピッカリングはさらに、悪質業者として自分の名前が、ロンドンの書店のショーウィンドウに貼られたことも明らかにしている。彼が協会に疎んぜられた理由として、彼自身は「自分が、廉価販売をしたからではなく、委員会が統制している書籍を競争相手の版で出版したために廉価販売業者の烙印を押された」と言っている。後に、ピッカリング同様、協会と対立したジョン・チャップマンはこの辺のいきさつについて次のように指摘している。

ピッカリング氏もその犠牲者の一人である。業者本——著作権が失効していたスタンダードな書籍——をより廉価で優れた版で出版したため他の業者の恨みを買った。彼は業者価格より廉価で彼の店から出た本を購入した者がいるという疑いがかかっただけで、業者の権利を剥奪されただけなく、他の者と一緒に悪質業者として名前をロンドンの書店・出版者のショーウィンドウに貼られた……<sup>8)</sup>。

一方、協会はピッカリングがとった行動をどのように解釈したのであるか。協会は彼が二重の意味で規約に違反したと考えたようである。一つは「業者本」として協会の統制下にあった本を無許可で出版したこと、もう一つは、「業者価格」より廉価で販売した点である。しかし、チャ

ップマンが指摘したことが正しければ、ピッカリングには、道義上の問題はあるにせよ、少なくとも著作権侵害にはあたらない。というのも、彼が販売したのは「著作権が失効していたスタンダードな書籍」だからである。「永代版権」の無効性については、一七七四年の上院の判決で決着がついている。従って、規約違反に当たると思われるは「業者価格より廉価で販売した」という点であろう。

もしピッカリングが協会員として規約を認め、署名していたなら、協会の処置は妥当と思われるが、彼は規約に反対した数少ない出版兼書籍商の一人であったから、協会がとった措置は過剰防衛と言われても仕方のないものである。そのため、ピッカリングの抗議にあるように、規約で定められた権利を逸脱しているとして委員会の行動がさまざまな方面から批判された。とりわけ委員会のメンバーが主要な株保有者であり、そのため弱小の株保有者や競争相手は不利な立場に追いやられている印象が強かった。一八三〇年の規約発効以降そのような批判が激しくなり、違反者は増える傾向にあった。中でも、出版・書籍商ヘンリー・ピッカーズは協会を最も悩ました出版者の一人といわれ、とりわけ、一八四五年にロバート・ジョン・ブッシュがパートナーとなってからは一段と先鋭化した。

ますます増える規約違反者に協会はどのように対応したのであろうか。もちろん彼らは座視していたわけではなく、それなりの工夫を凝らした。例えば、卸値で書籍を卸さない、取引に現金を要求、さらに信用売りの通常の延期期間である半年ないし一年を認めない、競売や業者取引に招待しない、等々。もし廉価販売業者が出版も手掛けていれば、その出版物を無視する。委員会の方で廉価販売業者を特定できない時は、出版物に印を付けて卸先をつき止める、あるいは一八三二年に導入したスパイ行為のシステムによって徹底的な犯人捜しをするなど<sup>9)</sup>。しかし、いずれの工夫も廉価販売業者のみならず、事情を知った人々の激しい反発を買った。反発に辟易した老舗の出版者の中には、体面を重んじ悪辣な行為を自重する空気があった。一八三九年ジョン・マリーは、廉価販売を止めないピッカーズの挑戦的な行動に対しても、常套的手段しか取ろうとしなかった。協会の弱腰を察知したピッカーズはその後も廉価販売を続けたので、業を煮やした大手出版四社は、一八五〇年四月共同で彼に出版と販売の中止を勧告したが、かえって彼を硬化させてしまった。

危機感を募らせたロンドンの有力な出版・書籍業者たちは、一八五〇年七月十二日にエクセター・ホールで全体会議を開き、新たに十九名の委員を選び、規約改正を行った<sup>10)</sup>。新規約の内容は、原則的に二九年のそれと同一であった。つまり、書籍商は規約を遵守すること、新刊本については即金に限り一〇パーセントまで、図書協会には一五パーセントのディスカウントが許される。違反者とは取引を禁じること等。新しいこととして「書籍業協会に登録した正規の会員は、会員証が配布され、有利な卸値（二五から四〇パーセント引き）で新刊書が入手できること、違反すれば、登録を抹消され、会員証は剥奪されるだけでなく、廉価販売業者として業者間に氏名を公表されることなどがあった。この規約の目的は、書籍が適正価格で販売されること、つまり小売りでの競争を無くすことであった。まさに「価格カルテル」そのものである。

この全体会議が開かれた頃から協会への反発が一段と露骨になっていったようである。というのも、後に反対派の急先鋒となるジョン・チャップマンがこの全体会議の無効性を主張したからである。この会議招集のために協会は、中央郵便局の十二マイル以内の書籍・出版業者（およそ千二百人）に会議への招待状を送る手筈を整えたが、チャップマンは、十二分の一の者は出席していないこと、会招集の目的の不明確さを理由として全体会議の無効性を主張した。協会を代表してロングマンが『デイリー・ニュース』紙上で反論を試みるが、いかにも弱々しく、むしろチャップマンの疑問の正当性を際立たせてしまった。彼の公然とした協会攻撃は、まず彼個人の問題から始まっている。しかもそれは、一般的なイギリス書籍の問題ではなく、彼が輸入していたアメリカ本についてであった。一八五二年二月彼は『アセニーアム』誌の編集者宛に次のような書き出しの書簡を送り、協会弾劾を開始する。

三か月ほど前小生は、アメリカからの輸入本を以前の価格より三〇パーセント引きで販売を開始したところ、組合員に認められているディスカウントを拒絶されました。ロンドン書籍商・出版者協会は、今後小生に業者価格での卸をしないというのです。そのような強制に反対すべく、これを世人に明らかにしたいと思う<sup>11)</sup>。

彼はこのように切り出して、イギリス書に関して何等の違反も犯してい

ないこと、従って、協会に干渉する権利はないと主張した。それに対して、協会の回答は、主張を撤回するか、会員証の無効を認め、ブラックリストに名を連ねるか、いずれかを選択せよという強圧的なものであった。チャップマンは後者を選ぶことによって一八五二年一月に協会を除名されたので、この件は一旦協会の勝利のように見えた。しかし、これは、彼らのみならず、『タイムズ』紙を始めとするマス・メディア、さらには著名作家たちを巻き込んだ大論争の引き金となったのである。論争の内容を検討する前に、さらにその経過を追ってみたい。ピッカリング、ピッカーズさらにはチャップマンらが個人的な立場からの抗議に対して、公けの立場から議論をしかけたのは、『タイムズ』紙であった。三月三十日付けの『タイムズ』紙は次のような書き出しで論争の火蓋を切る。

大衆の利益と密接に関わる一つの論争が、ここ数年続いていたが、今最も熾烈な状態にある。我が国の企業の中で最も平穏で品位を保っているものが、その内部で動搖しているのだ。そして決着点をいざこに見出すべきか予断を許さない状態にある。我が国の書籍商が互いに相争っているのだ。団結しているかと思うと会合毎に分裂している。一方で、権力を持つ者が取締を厳しくしている。このような状態を読者に伝えるために、まず予備的に事情を説明しよう<sup>12)</sup>。

こう言った後、論者は出版価格（読者への販売価格）と業者価格（小売商に許されている価格）について触れ、さらに出版者が小売商の販売に干渉することの不当性を難詰する。その理由は、「利益という点で最も関心を払うべきは読者と作家である……文芸と読者にとっての利益はよりも直さず、できるだけ多くの書籍が販売されること」であり、そして「より多くの書店による自由競争がそれを促進させるだろう……それはさらにより低価格の本の流通を意味する」としている。この立場は、チャップマンたち廉価販売業者の立場に立った姿勢であり、反協会的立場を初めから鮮明にしている。そしてその基本的姿勢は「人為的な保護システムよりも自由な商行為」にあるとして自由主義を唱える。

協会に対するこの挑発的な記事は、協会役員たちを刺激し、さっそく翌日協会擁護の立場を明らかにする書簡が、ウィリアム・ロングマンと

ジョン・マリー共同の形で同紙に掲載された。

貴紙の記事を拝読し……次のことをお知らせしたいと思います。貴紙が言及している問題について我々は、キャンベル卿を始め他の文学者に検討をお願いしています。まもなく結論が出るでしょうから、急いで議論するまでもないでしょう<sup>13)</sup>。

この時、協会の会長と副会長として協会を代表していたロングマンとジョン・マリーは、『タイムズ』紙との直接対決を避け、第三者の機関にその裁定を委ねることを提案した。彼らは、「紳士たちの公正な裁定」に自信を持っていたと思われる。なぜなら、ロングマンは、裁定を委託したキャンベル卿とは、その出版物を手掛けるなど以前から知己の間柄であったからである。後にマリーが口走ったように、この時点では、廉価販売を続ける反協会の「新参者」に敗れることはないと彼らは信じていたと思われる。

会長と副会長が、第三者機関に判定を依頼するとした以上、協会員はそれに仲裁を任せる他はなかったであろう。実際、キャンベルは四月八日協会の委員会から正式に仲介の労を取ることを要請されている。仲裁裁判のメンバーについてはキャンベルに一任された。この時、勝利を信じていた協会の委員たちは比較的の安易に仲裁裁判に持ち込んだようである。というのも、委員会は、仲裁裁判の裁決に従うことの他に、もう一つの条件——もし敗れた場合、委員会の解散——を約束したからである。最初解散は委員会のメンバーの入れ替えだけに終わるかと思われたが、その後協会そのものの解散まで意味するととられるようになったこともあり、四月十四日に裁判が始まるや、当然協会側は必死になった。

協会の真剣な姿勢は、裁判の席にロングマンを始め、協会役員十五名、その他委員会委員八名を含む十三人が出席したことにも表れている。ところが、反対者側からは一名も出席者がなかった。チャップマンは十分な準備ができないこと、ビッカース&ブッシュ社は出席そのものを拒否していた。一方、裁判者はキャンベル卿、歴史家ジョージ・グロート、セントポール大寺院首席司祭ヘンリー・ハート・ミルマンの三人で、裁判委員を依頼されていたグランヴィル卿、ブルワー・リットン、ページ・ウッドは欠席した。三人の裁判者は、協会側の主張を聞いた後、反対意

見が聞けないとして、次回の開催を約一か月後の五月の第三週（五月十七日）まで延期する旨を述べ散会を宣した<sup>14)</sup>。

この時点では欠席裁判として、裁定を下しても良い状態であったにもかかわらず、それをしなかったこの措置は反協会派に有利に働いた。というのも、延期期間一か月の間に有力な委員二人が協会を脱退したからである。一人は小説出版の大手、リチャード・ペントリー、もう一人は、宗教関係の出版物をてがけていたジョン・ウィリアム・パーカーである<sup>15)</sup>。この間にも、作家の中には、廉価販売業者と共に鳴し『タイムズ』を始め、さまざまなマス・メディアに投稿する者がいた。マス・メディアに表れた作家たちの投稿に勇気づけられた反協会派の面々はここで積極的な行動に出る。特にチャップマンは、冒頭に記したようにディケンズを始め著名作家たちに連絡を取り、会合を開く段取りまで付けてしまう。著名作家たちが一書籍商の呼び掛けになぜ応じたかについては後述するとして、彼らはチャップマンの思惑どおり一八五二年五月四日に会合を開くことに同意した。会合に参加した作家たちのリストにはディケンズを始め当時の有力作家が名を連ねている事実に、作家たちのこの問題への思い入れを感じることができる<sup>16)</sup>。

この時の会合では、ディケンズが議長を務め、出席できなかったカーライル、グラッドストーン、リー・ハント、J.スチュアート・ミルなどからのメッセージが読み上げられた他に、次回の裁定委員会に代表を送ること、送られてきた書簡及び会合のあらましを記した書き物を裁定委員会に送ることを決議した。前述したディケンズのチャップマン宛の手短な書簡は、この時の決議事項を記した書類の扱いについてディケンズがチャップマンに問い合わせしたものであることが分かる。ディケンズがなぜ議長を務め、老舗の出版者・書籍商に反対する廉価販売業者に肩入れしたのかは、「一般読者」を視野に入れた彼自身の作家活動と深く関わると思われる所以で、後述するとして、ここではさらに裁定委員会の動向を追ってみたい。

廉価販売業者の作家たちへの呼び掛けは、さらにアンケートという形で表れている。この会合から程なく、協会を脱退したばかりの出版・書籍商 J. W. パーカーは、廉価販売業者の行為を認めるか、否定するかを百名余りの作家に問い合わせた。『アセニーアム』誌にそのアンケート内容の一部が転載されている。

仮に、貴殿に直接・間接に関連のある書籍を信用ある書籍小売商が、卸値と小売りの差額による利潤を低くして、出版価格を下回る価格で顧客に販売すると公言した際、出版者がそれを理由にその小売商に卸売りを拒否するとなったら、どのように判断されますか<sup>17)</sup>。

この問い合わせに、カーライル、ダーウィン、ディケンズ、ミル、テニソンを含む百人余の作家が回答を寄せたが、パーカーはそれをパンフレットにして出版した。その序文でパーカーは次のように述べている。

このパンフレットに収められている書簡の他に、数多くの声を聞いているが、そのどれにも廉価で販売する小売商に反対する意見はない<sup>18)</sup>。

パーカーの自信に満ちた声を伝えながら、『アセニーアム』誌は、「これらの書簡の多くは、著名作家からのもので、その意味では文学者集団を代表していると言えよう」と述べて、パーカーの姿勢を追認している。

作家たちの支持を糧に、廉価販売業者は第二回の裁定委員会に臨んだ。五月十七日に行われた委員会にはチャップマンを始め、反協会派六名が代表として出席。その他にマンチェスター、グラスゴーの反協会の代表も出席した。協会側は、前回と同じ顔触れであった。今回は反協会側からヒアリングが行われ、協会の規約の独占・圧力・非能率が自由な商取引を妨げていると主張。一方、協会側は業者の多くを代表するものであり、廉価販売を野放しにすれば、出版・書籍業は多大の害を受け、回復できない状況に陥ると反論。両者の言い分を聞いた後、仲裁裁定委員会は、二日後に裁定を提示すると宣言して会を閉じた。

キャンベルたち仲裁裁定委員はどのような裁定をしたのであろうか。ヒアリング二日後に発表といいういさか性急の感のある裁定は、結局協会側の敗北を宣して幕を下ろす。キャンベルの裁定理由の詳細は後述するが、要約すると大体次のようになる。規約は自由取引に反すること、規約が破棄されれば、作家、読者さらには書籍商にとっても利益となろう、というものであった。特に目を引くのは「作家や読者に利益となろう」と述べている点である。協会はもちろん、廉価販売業者も議論の対

象に作家や読者を優先させる視点に欠けていた。キャンベルがその視点を導入することによって決着をつけたことは、経済的にあまり余裕のない「一般読者」の存在が作家とのつながりだけでなく、社会的・文化的に無視できないものになっていたことを示している。ここに廉価販売闘争が、単に大手出版者と一部の小売商との間の利潤をめぐる争いではなく、ヴィクトリア朝における作家・出版者・書籍商・読者の相互関係を浮き彫りにする事件であるという本論の趣旨の一端を覗かせている。次に裁定に大きな影響を与えた作家たちはこの問題をどのように捉えていたかを検証してみる。

## (2)

一八五二年五月二十八日、書籍商協会はエクセター・ホールで総会を開き、キャンベル卿の裁定について協議をしたが、それは結局自らの終焉を目撃する結果に終わった。それでも協会の廃止を唱えたのは、出席者三百余名の内六名に過ぎなかったという。一旦は協会を廃止することまで視野に入れていた会員たちの多くは、伝統的な業界の結束力を瓦解させることによる影響を懸念して、その存続を希望したのであろう。業者間の協調のために新委員会を発足したが、それは自由競争に対抗できるよい案を提出できなかった。その結果、一八五二年の後半頃までは、あらゆる規則は効力を失い、半世紀にわたる新刊書の自由廉価販売が始まった<sup>19)</sup>。

この裁定に大きな影響を与えたと言われる作家はどのような理念のもとに行動したのであろうか。また彼らの理念は「一般読者像」とどのような関わりがあったのであろうか。それは、老舗の出版者たちが抱いた「読者」の概念とどのような違いがあったのだろうか。「廉価本闘争」当時の著名な作家が、予想外と思えるほど多く反協会派の零細出版・書籍商の側に立った事実は、何を意味するのであろうか。これらの解明が、ヴィクトリア朝の「作家と一般読者」との関連を一層明らかにするものと思われる。

エクセター・ホールでの書籍商協会の総会の一か月前、三十五名の作家を招待したチャップマン主催の会合が、彼の私邸兼社屋のあるストランド街一四二番地で行われた。集まった作家たちは、書籍商協会と廉価

販売業者との間で闘わされている論争に対する意見を述べることが求められたが、彼らは自分たちの置かれた立場を認識していたと思われる。議長に推薦されたディケンズの就任に際しての状況が『報告書』に次のように記されている。

……チャールズ・ディケンズ氏が議長を務めるよう要請がなされた。(歓迎の拍手で迎えられた) ディケンズ氏は、議長の役を要請された時、議論は書籍商の問題についてであり、作家の問題ではないので、最初断ったが、よく考えてみると、それ故に議長として適格者ではないか、つまり、書籍商と出版者の論争であって、いわば中立の立場でものが言えると思う、と言った<sup>20)</sup>。

ディケンズのこの就任挨拶を文字どおりに取ったJ. J. バーンズは「チャップマンが著名な三十五名の作家に招待状を送り、書籍商協会との論争に関心を払わせたのは、ディケンズのような作家が直接この問題に関わっていなかったからである」<sup>21)</sup>と解説しているが、からずしも正しい解釈とは思えない。確かに「議論は書籍商の問題であり、作家の問題ではない」とするディケンズの姿勢は第一義的には正しいだろう。しかし、自分たちにとり重要な問題であったと認識したからこそ、特別有力出版者でなかったチャップマンの要請に応じたとする方が筋が通っていると思われる。『タイムズ』を始め、さまざまなマス・メディアにこの問題に関する作家自身による投稿や作家と出版者との往復書簡が盛んに行われた事実は、作家たちの関心が非常に強かったことを示している。一つの事例として、協会の重鎮ジョン・マリーとグラッドストーンとの間で交わされた往復書簡をJ. J. バーンズの研究書に依拠して検討してみよう。とりわけ、グラッドストーンの主張には、書籍商協会の規約に反対する多くの作家の声が反映されている。二人の往復書簡は、反協会派のブッシュ&ビッカーズとマリーとの確執がきっかけとなっている。ビッカーズは一八五一年六月二十五日付けの書簡をグラッドストーン宛に書き送っているが、その中で取引のあるジョン・マリーが出版を拒絶したことに対する不満を述べ、仲介の労を依頼したものである。グラッドストーンは親切にもマリーに拒絶の理由を質したのに対して、マリーの回答は、協会規約によってビッカーズと取引きできないというものであった。そ

れに対してグラッドストーンは、次のように回答している。

……ビッカーズ及びブッシュが悪慣習を止めない名うての悪人ともでしたら、小生は彼らとの付き合いを止しましょう。しかし、作家の立場から言わせてもらうなら、書籍を購入する人々を制約するような行為は自由取引の障害になると思います。……良心という点から貴兄と意見が違うことをお許しください。優れた作品を廉価で出版することによって読者、ひいては書籍業界に貴兄は寄与なされことでしょう。一方で、ビッカーズ&ブッシュらのように、低利潤で販売し、最低の儲けで人々に寄与しようとする者もいるわけです……小生としてはでき得る限り貴兄に不便や支障を来すことを避けたいと思います<sup>22)</sup>。

グラッドストーンの回答には、公私を混同せず、マリーへの個人的な敬愛と、自由取引と廉価な書籍への読者の願望とを峻別する姿が見出せる。グラッドストーンは九月初旬にも類似の書簡をマリーに書き送っている。

例の問題が早く片付くことを願っています。貴兄のような優れた出版者と意見を異にするのは残念です。しかし、小生自身の調査と経験から、商取引の原則とその応用について強い印象を抱きました。一方、文化の面からいっても、また書籍業界との関連からいっても、もっと自由で経済的になれば、これに関わる人々の状況はよくなろうかと愚考致します<sup>23)</sup>。

グラッドストーンは、書籍業がイギリスの文化に果たす役割というマクロの視点を導入しており、廉価販売の問題が単に業界の問題にとどまらないことを彼は意識していることが分かる。これに対して、マリーはどういうに応えているのだろうか。九月三日付けグラッドストーン宛の書簡でマリーは次のように述べている。

書籍業繁栄のためのご意見深謝申し上げます。現在の販売システムに関する貴重なご意見に出版者一同奮い立つ思いです。幅広い販売が可能ならそれでよしとしたいところですが、我々には業界全体、

特に小売商への目配り——ピッカーズ氏への個人的な恨みなどではなく——をする義務があるのです……彼〔ピッカーズ〕自身は、現在のシステムの中で成長したのですから、このシステムの存続は願っているはずです。つまり、廉価販売を拒否している書籍商と同じ利率で業者価格を求めているのです……悪の根源は長期の掛け売りにあります。これが取り除かれれば……小売商への大きな値引きは必要なくなるでしょう。しかし、書籍は贅沢品ですから、不況の折には書籍の購入は真っ先に削られます……本の価格は出版にまつわるリスクにも関わります。かならずしも幅広い流通だけによるものではありません……<sup>24)</sup>。

マリーの視点の中で「書籍は贅沢品です」という言葉は、彼の書籍に対する解釈だけでなく、廉価本の社会的・文化的役割の変化に対する彼の認識を暗示している。当然とは言え、彼の見解はミクロ的見方に終始する出版者の経済的側面が中心になっており、書籍業の文化的・社会的役割についての言及は欠落している。また、「[書籍業界の発展は] かならずしも幅広い流通だけによるものではない」という言葉は、読者の限定につながるものであり、薄利多売による「一般読者」の発掘へ背を向けた姿勢と言わざるを得ない。廉価販売業者たちの行為が、統一と団結を混乱に陥れ、既得権への侵害とみなすマリーたち協会派の者には、歴史的な流れを見通す視点に欠けていたとされても仕方がない。一方で、老舗の出版者らしく、小売商への気配りを口にするが、そこにはピッカーズたちのような廉価販売業者は含まれていない。

マリーとピッカーズの確執に端を発した、マリーとグラッドストーンとの間の緊迫感漂う往復書簡は、グラッドストーンの下院での演説に関する両者のやり取りで最高潮に達する。その演説は一八五二年五月十四日に行われ、まさにキャンベル卿による仲裁裁定の真っただ中で行われたものであり、マリーたち協会関係者が最も敏感に反応していた時である。それは、まず紙税に関する論争で始まり、商業自由の原則を主張し、ついには書籍販売システムへの非難となった。その箇所は演説の内の僅少な部分だが、彼ほどはっきりそれを口にした者はなかった。マリーは七週間後の六月三十日になって初めてこの件に関してグラッドストーン宛に書簡を送っている。

貴殿が下院で反書籍商の演説をしてから最初の手紙ですので、事実に基づかない箇所について一言申したいと思います。(廉価販売についてはここでは触れないことにします)。貴殿に誰が情報を与えたか知りませんが、それは間違った情報です。貴殿が確かめずに公にされたことは残念です<sup>25)</sup>。

この手紙はグラッドストーンの下院での演説を非難するものだが、「間違った情報」が何かについては具体的に指摘していない。そこでグラッドストーンは、「間違っている」点について指摘するよう要請する手紙を折り返し書き送っている。五日後にマリーがグラッドストーン宛に書いた書簡は、廉価販売の問題に限らず、過去三十五年間における書籍業界の動向を垣間見させてくれるので、少々煩雑だが引用しながら分析を試みたい。

〔過日の演説における〕書籍業者（小生もその一人だが）への貴殿の誤った見解に対して、すぐに応えなかった主たる理由は、書籍業のシステムという重要な問題と、「廉価販売」という些細な問題とを区別して考えたかったからです<sup>26)</sup>。

このように切り出して、グラッドストーンが廉価販売が書籍業のシステムと深く関わっているとするのに対して、マリーは二つは無関係であるという認識を示す。それでは、両者はどのように自説を主張しているのであろうか。まず、マリーはグラッドストーンの演説の中で、書籍業に触れた箇所に言及する。

次に示す貴殿の演説内容は……書籍販売のシステムに対する厳しい批判と思われます。「廉価販売を否定すれば、本国の書籍業のシステムは文化破壊につながるのではないだろうか……実際には、独占と連合が業界の破滅とは言わないまでも、書籍販売の低下を招くことは避けられないであろう」<sup>27)</sup>。

現在の書籍業のシステムが文化破壊につながるとするグラッドストーン

の厳しい指摘はどこから來たのであろうか。直接には「業界の独占と連合」という言葉に表れているが、既に「第一次選挙法改正」を始めさまざまな分野での自由化が進んでいる中で、書籍業界が旧来の伝統から抜け出ようとせず、つまり改革しようとせず、独占と排他という十八世紀以来の陋習にしがみついている姿へのいわば警告とも取れる<sup>28)</sup>。

マリーは、これに対してどのような反論を試みたのであろうか。グラッドストーンは現行の協会中心の書籍業界のシステムが「廉価出版」を阻害し、「文化破壊」につながるとしたが、マリーは逆に現在の書籍業界の繁栄ぶりを強調するとともに、過去にさかのぼって廉価出版のさまざまな事例をあげ、「独占と排他」を否定し、競争原理が働いていることを指摘する。まず、彼は発行部数の増加を繁栄の根拠にあげる。

貴殿が下院でこの演説をされていた頃、書籍の販売量及び出版量はそれまでになく大きなものとなっていました。このことは、書籍業界の繁栄によって証明されるでしょう。その例として、十年前新刊書の発行部数は平均七百五十部であったのに対して、現在は一千部を下らないことがあげられるでしょう<sup>29)</sup>。

マリーは次に書籍の価格が過去三十五年間に五〇%下がっていること、値の張る八つ折り版や四つ折り版は敬遠されるようになっており、出版業界での廉価本競争が盛んに行われている状況を強調する。「この競争精神に加え、過去三十年間に歴史に類をみない程、また外国にも類をみない程廉価なシリーズものが発刊され、作家たちの懐も暖めてきたのです」。その実例として、彼は実父二代目ジョン・マリー、コンスタブル、チャールズ・ナイトらの廉価な書籍出版に言及し、「ファミリー・ライブラリー」や『ナイトの百科事典』を例にあげている。しかし、現実には廉価本発刊を妨げるさまざまな障害物がある。マリーは「小生の場合でも、一八四〇年以降作家に払った額は四万ポンドを下りません」と言って、作家への高い報酬が、高い印刷代や紙代とともに価格のポイントになっていると指摘している。

「作家への報酬」といえば、「印税方式」が思い浮かぶが、ヨーロッパ大陸ではそれが実践されていたが、イギリスではあまり行われず、大体十九世紀も後半になってからといわれている。作家に有利と思われる

「印税方式」をディケンズがとらなかった理由に、出版部数をごまかす出版者への不信があったといわれる。作家への報酬という言葉で、マリーが何を意味したのか不明だが、確かに、作家の地位は一八四二年の著作権法の改定によっても一段と有利になってはいる。しかし、それでも作家と出版者との関係はぎこちないものであった。それは出版契約の形態に問題があったと思われる。当時出版契約はどのようなものだったかをここで見てみよう。大体三つの形態が考えられている。一つ、費用を作家が持ち、著作権は作家にある場合。文字どおり作家のための出版と言える。二つ目、出版者が費用の全部ないし一部を負う。利益は折半が普通。三つ目は著作権を出版者が購入し、出版すべてを出版者が統括する。第一の方法は、需要が予想できない時の一般的な形態、第二が需要が期待できる時、第三は作家が著名で作品が確実に捌け、大きな利潤が期待できる時である。

これらの契約形態のいずれも著者を満足させるものではなく、特に無名の作家は出版者を疑う傾向にあった。幸運なデビューを果たしたはずのディケンズが次々と出版者と衝突し、異常と思える程出版者の鞍替えという行為に出たのも、他にさまざまな理由があるにせよ、根本には出版者不信があったと思われる。さて、第一の方法の場合、通例著者は、印刷・出版・配達の委託料として、一〇パーセントのコミッション料を請求される。もちろん、出版費用は全額負わされる。出版者は経費ゼロだが、売れた場合でも、利潤は少ない。当然、出版者は売れ行きにあまり関心を払わない。第二の折半の場合、印刷・装丁・広告の費用は出版者持ちと考えられている。利潤はすべての費用が精算された後で、契約に従って、儲けの三分の一、二分の一、三分の二という風に著者に支払われる。この「利潤分割方式」はあまり論争的にならなかったのに対して、第三の方式、出版者がすべてを統括するやり方、いわゆる著作権一括売却が一番問題となった。出版者側からすれば、高額の著作権を払い、売れない場合、第二版、第三版で元を取らねばならない。問題がややこしくなるのを防ぐために、例えば、小説出版のベントリーなどは、折半より、買い取りを優先させている。因みに、二代目ジョン・マリーは、「利潤分割方式」で多くの著名作家と契約を結んでいる<sup>30)</sup>。

グラッドストーンへの書簡の中で、マリーはさらに出版のリスクについて次のように述べている。

現システムへの貴殿の批判には、イギリスの出版物の植民地への配達、そこでの販売の失敗の事例などを看過しています。アメリカの海賊版が著作権を無視してイギリス本を流通させており、これと対抗して利潤をあげるのは至難の業です。小生も新しい版権のついた書籍を「コロニアル・ライブラリー」と銘打って販路拡大を目指しましたが、失敗に終わりました<sup>31)</sup>。

ディケンズがアメリカ訪問の際、繰り返し主張した国際著作権法の取り決めは、十年経過した現時点でもアメリカのかたくなな拒絶によって未だ決着がつかず、イギリスの作家のみならず、出版者にも多大な損害を被らせていることがこれで分かる。もっとも、ロンドンの出版者の中には、国際著作権法の取り決めがないのを利用して、アメリカ作家の作品を安い契約金で出版するチャップマンやペントリーのような者もいたわけで、この件は一方的にアメリカの出版者を断罪できない側面を持っている。

マリーは最後に、廉価販売の問題については、「現在仲裁裁定委員会に委ねられているので、これには言及しません……しかし、書籍業のシステムへの批判は受け入れるわけには行きません」<sup>32)</sup>と言って、廉価販売論争よりも、伝統的な書籍業のシステム批判に対応しようとした。著名な作家で、政治家のグラッドストーンが議会で書籍商協会批判をしたという事実は、一民間の職業の内紛を社会的問題に導いたことであり、マリーとしては予想外の出来事であったと思われる。このように、著名作家が公に批判の声をあげたことに対する老舗の出版者の反応は鈍いものであった。協会の有力メンバーは、自分たちに反対する作家の多くは群小作家にすぎないと考えていました。協会のメンバーの一人、R. B. シーリーは、第二回の裁定委員会で、J. W. パーカーが出したパンフレットの無意味さを主張するだけでなく、アンケートに回答した百余名の内五十名の作家の意見は無視して差し支えないとしていた。

しかし、当代きっての著名作家ディケンズが、さして懇意ではなかったチャップマンの要請に応じて、作家の会合で議長の役を務めたことは、表面的には「中立の立場」を表明しながら、実は反協会派に肩入れすることを初めから彼は意図していたことを示している。この会合だけでな

く、この前後に廉価販売についてのディケンズの見解を示す直接的な言葉を引用するまでもなく、作品の中で顔出す廉価販売業者への同情、読者観、あるいは彼特有の出版形態を垣間見るだけでもその姿勢は自ずから明らかである。ディケンズの廉価出版物への共鳴は、作家としての出発点『ボズのスケッチ集』の一節にもみられる。「セヴァン・ダイヤルズ」の冒頭で言及されているキャトナックとピッツはセヴァン・ダイヤルズ近辺に拠を構えていた印刷業者。彼らは、犯罪記事や死刑囚の最期の告白などを載せたブロードサイドで一世を風靡した。それらに取って代わったとされるチャールズ・ナイトの『ペニー・マガジン』もまた廉価な出版物としてディケンズにとって忘れ難いものだったと思われる。

また、この廉価販売闘争が白熱していた一八五二年からさかのぼる十年前、第一回のアメリカ訪問中のディケンズは、ボストンでの歓迎会演説の中で自己の読者について次のように述べている。

……小生は、沼地や森やすっと西の寂れた山の中の丸太小屋に住む人たちからその子〔ネル〕についての手紙をもらいました。鋤と鍼ですっかり固くなった手で、また夏の太陽で真っ黒に日焼けした多くの労働者が、ペンを取ってあの子〔ネル〕の物語を読んで、悲しみと喜びを家族の者たちと分かち合っていることを知らせてくれるのであります。小生の喜びはこれに勝るものはありませんし、それは小生の誇りとするものです<sup>33)</sup>。

ある種の潤色があるとはいえ、ディケンズの基本的な読者像は、出版形態とも軌を一にしているといえる。『ピクウィック・ペーパーズ』が正確には月刊分冊の草分けではないにせよ、ディケンズが開拓した小説出版の革新であることに疑いはない。ディケンズが言及した読者層が月一シリングを連載小説に割けえたかどうかは別にして、少なくとも中産階級の読者にそれはアピールする形態であった。彼らなら月一シリングを愉快な読書に割くことができたであろうし、さらに小説の総語数は三巻本のそれをはるかにしのぎ、超長編への道を切り開いて行った。一方で、ディケンズ自身が編集する『ハウスホールド・ワーズ』や『オール・ザ・イア・ラウンド』などの週刊誌では、ディケンズの代表的作品を二ペンスで読むことを可能にさせるとともに、小説の週刊分冊出版の形式を確

立させた。『ベントリー・ミセラニー』に掲載終了後、ベントリーが『オリヴァー』を三巻本で出す計画を立てた時、ディケンズが強力に反対したのも、ベントリーとの確執の他に、イメージした読者の購入能力を超えることを懸念した結果と考えることもできよう。

以上グラッドストーンとディケンズの例によって、廉価本に対する作家の姿勢を検証してみた。前者はマリーとの往復書簡の中で、自由取引、社会的公正、人間的モラルに基づく視点からこの問題を扱っていた。ディケンズは読者との関連の中で、廉価本への共鳴を明らかにしている。もちろん、群小作家は、協会派のシーリーが主張したように、できる限り多量に本が売れることにしか関心がなかったかもしれない。本が出回ることによってのみ、自分たちの労苦と名誉は報われるとすれば、読者が安い価格で本入手する権利があると主張しても当然と思われる。サッカレーのように孤高を保ってこの問題に背を向けた作家もいたが、彼とても『コーンヒル・マガジン』を通して廉価に小説を読者に提供することになるのである。いずれにせよ、パーカーがアンケートの回答を求めた百人余の作家たちは自由取引の原則をこの書籍販売問題全体に浸透させ、反協会の姿勢を鮮明にした。それでは、協会は読者に対してどのような理念を持っていたのであろうか。

### (3)

協会幹部は、廉価販売業者との争いの決着を三人の著名文化人に任せたとはいえ、この問題が一般読者と関わるとは考えていなかったようである。出版者たちは、業者内部の内容など大衆は無知であり、出版の経験を持つ自分達こそが文芸と大衆の興味の最大の理解者だと自負していた。これに対して、廉価販売業者たちは、当初から作家と一般大衆の支持を明確に求めていた。チャップマンは、「Commerce of Literature」の中で次のように、書籍業界のジレンマに大衆の関心を向かわせようとした。

書籍の出版と販売に関わる問題は、一般的の関心をあまり引かないかもしれない。しかし、この問題は、実際には文芸のみならず、社会的政治的に重要な問題を含んでいるのだ……我々は、作家、出版

者、書籍商の関心は無論のこと、文芸に対する大衆の関心を、「品性」というやたら使われる名において、一群の独占者の統制に任せてよいかどうかの決定を大衆に委ねたいと思う。つまり、文芸を求めるにあたり、大衆は必要以上の金を払うべきかどうかということを問いたいのだ<sup>34)</sup>。

新聞を始め多くのロンドンのマス・メディアは、チャップマンの議論を取り上げ、この未解決の問題について、大衆がそれに加わることを主張した。週刊誌『ノンコンフォーミスト』は、この点について明確な態度を表明している。

世論というものは、よい傾向へと進むのを助長するものだ。さらに世論は、社会生活のあらゆる局面での自由と平等の勝利者であり、監視者として、文芸が金銭欲や狭隘な職業観から自由になる時代の到来を促進するだろう<sup>35)</sup>。

この少々高邁な主張に対して、協会の重鎮で、老舗の出版者ジョン・マリーは「世論」という言葉とともに、「大衆」とは一体何を指すのかという問題を提出している。大衆は民主的世論を作り出すというが、そもそも大衆とは何ぞや。それは、アメリカで見られるような、危険で誤って伝えられる存在ではないだろうか、というのが彼の大衆觀であった。一八四三年、「コロニアル・ライブラリー」に関するサー・フランシス・ヘッド宛の書簡の中で次のように述べている。

小生の「コロニアル・ライブラリー」の第一巻をお受け取りください。これは、ヤンキーの出版物の代わりに、カナダその他の植民地へ送ろうと計画したものです。今まで植民地へ流入していたヤンキーの出版物ときたら、イギリス作家の著作権を侵害しているだけでなく、アメリカの出版物の「民主的傾向」とかいうもので、我が女王の臣民の原則と忠誠とを踏みにじっているのです。

これに対して、小生は、植民地はもとより、イギリスにおいても読者が関心を抱くような優れた原則と忠誠心を教化する作品群を出版したいと存じます<sup>36)</sup>。

直接にはアメリカの民主主義に疑問を挟みながら、マリーは曖昧な「民主的世論」への不信をほのめかせている。また、「教化する」という言葉にあるように、「読者」に対しては「選良」の意識を抱いていることが分かる。そのような「選良」に提供する書籍は、「民主的傾向」のものであってはならず、一流の内容を持つ必要があり、したがってそれなりの価格維持がなされる必要がある、というのがマリーの見解と思われる。彼の読者像は、趣味・知力・購買力を備えたものであり、伝統的なエリートである。

しかし、時代は「大衆」の意味をもっと広く捉えるようになっていた。『タイムズ』への寄稿者は「大衆」を次のように捉えている。

大衆ほど優れた裁判者はいない。それは、保護主義者が「愚かしいほど廉価に凝っている」と揶揄した傾向にあるのは確かだが、その願望が不当だということには決してならない<sup>37)</sup>。

この主張は、一般読者はもはや特権階級を意味するのではなく、文芸を最低価格でエンジョイできる権利を持っているとする廉価販売業者たちの見解を代弁している。この自由主義的姿勢は、国家的な問題——工場法、反奴隸制、穀物自由取引、チャーティズム——に関わった際、既に多くの人々が体験済みのことであったし、その時、自由主義を後押ししたのは「世論」であったことを指摘している。

一般読者との一体化を狙った廉価派と違い、協会派は伝統的な書籍業のシステムの維持を前面に出すとともに、書籍、ひいては読書の意味を限定し、読者の選別ととられかねない態度をとった。彼らは、特定の読者にアピールする書物の価格を決めるコツを長年の経験で知っており、新刊書の購入は、一般に経済的余裕のある読者層によってなされるとしていた。その姿勢は、書物は贅沢品であるという見解に基づくようである。しかし、書籍は贅沢品というマリー的な考え方は、一八五二年頃には否定されつつあった。五月十七日に行われた第二回のキャンベル卿の裁判の際、反協会派のロバート・ブッシュは書籍が贅沢品だとする見解に反対したと報じられた。

ブッシュ氏は、次のように主張した。価格を下げれば販売部数は増える。心の糧は、食物が胃に必要なように大切である。学習本、医学書、科学書、宗教書が贅沢品と言えるだろうか。多くの場合、それらは必需品である。〔家長たる〕父親は、書籍の価格が下がれば、おおいに有り難く思うだろう<sup>38)</sup>。

書籍はもはやかつてのように贅沢品で一部の階級のものだけが楽しむものではなくなっていることが一般的な流れになっていることに、マリーたちは目をつぶってしまった。『一般読者』の著者 R. D. オールティックはヴィクトリア朝のロンドンの出版者について同書のもととなった論文の中で次のように指摘している。

一八五二年、出版者たちは、さまざまな現実に順応しようとした。私が言っているのは、イエローバック、ペニー扇情小説その他の低価格の文学の読者の増大によって利潤をあげていた一部の出版者を指すのではなく、パターノスター・ローの老舗の出版者のことである。彼らの保守的頑固さは、当時にあっても鼻づまみものであった。彼らは、カッセル、ラウトレッジ、レノルズ、ロイドといった新参者を見下していた。彼らはバイロン時代に業界を支配していたやり方を固く守っていた。彼らによれば、広く行われている価格で本を購入したり、貸本屋に予約する人たちが唯一の読者であった……ヴィクトリア朝の出版者の中には鋭い者もいたが、世紀の後半まで全体として読者を気に掛けた者は少数であった。恥も外聞もなく大衆のペニーやシリングを求めた新参者を除いて、多くの出版者は新しい波に気付かなかった<sup>39)</sup>。

オールティックの視点は、五〇年代以前よりもむしろその後に向いているようだが、もしそうだとすれば、「廉価本闘争」が激しかった五〇年代以前にはこの傾向はさらに強かったと想像できる。

しかし、マリーたち協会派が新しい読者像の流れについて、怠惰な見解を示していることは明らかではあるが、現実にはマリーたちは過去における廉価本出版の実情を知っていたばかりでなく、マリー自身それを手掛けていたのである。協会派の急先鋒 G. R. ポーターでさえ、一八二

五年以来新参出版者はいうに及ばず、老舗の出版者も廉価版を求める読者に応じたことを語っている。

このような方向 [廉価版出版] へ進んだのは、大手の出版者の姿勢に多く依るものである。新たな道を選んだ者の中には、「ファミリー・ライブラリー」を出した畏友マリー氏、堅実で堅固な出版物と娯楽を装った情報提供の性格を帯びた出版物で著名なチャールズ・ナイト氏、経験から廉価とほどほどの利潤が適當と認識したエディンバラのチェンバーズ氏らがいる<sup>40)</sup>。

ポーターの見解を補足すれば、一八二八年以來、リプリント版のみならず、新刊書の価格は下降していったことは疑いのないところである。この年、コンスタブルは「ミセラニー」と名づけた一巻三シリング六ペンスのニュースシリーズを発刊。二年後マリーは「ファミリー・ライブラリー」を、ロングマンは二十年を要し、全一三二巻の「ラードナーズ・キャビネット百科」を出版した。その前年（一八二九年）には、ベントリーとコルバーンによる「スタンダード・ノヴェル」が六シリングで発売され、廉価販売競争に加わっている。マリーは後に「コロニアル・ライブラリー」も出している。それらは、世紀中葉に廉価版旋風を巻き起こした「鉄道双書（レイルウエー・ライブラリー）」以前の一八三〇年代から四〇年代に始まり、後にそれらと低価格競争となった。これらの低価格は、従来の小売価格のほぼ五〇%にあたり、その後の「ライブラリー」ものの価格の基準となったと言われる。このように、一八二七年から五二年にかけて、ライブラリー・シリーズやレイルウエー・ライブラリーを含む千四百種類の廉価本が出版された。

読者が廉価な読み物を求める状況に対応しようとした、あるいはそのような潜在的な読者の発掘を求めて、廉価な雑誌や分冊出版を試みた出版者（時にはディケンズの場合のように、作家が率先してこれを実行させた）が、一八五二年以前にも多くいたのも事実である。ディケンズの多くの作品は、一シリングで売られた月刊分冊や、二ペンスで販売された週刊誌の中で発表されたものである。さらに廉価な、しかし比較的立派なチャールズ・ナイトの『ペニー・マガジン』、『チェンバーズ・エディンバラ・ジャーナル』それにパーカーの『サタデー・マガジン』など

は、一シリングも読書に用立てられない階層に歓迎された。四〇年代に入ると、ソールズベリー・スクウェアの出版所からはエドワード・ロイドによって「ソールズベリー・フィクション」と蔑称された巨大な量の大衆小説、いわゆる「ペニー・ドレッドフル（安手の扇情小説）」が出版された。さらに、一八四三年から四六年にかけては、『ファミリー・ヘラルド』、『ロンドン・ジャーナル』、『レノルズ・ウイークリー・ミセラニー』などのペニーものが発刊されている。それらの発行部数は、千や万の単位ではなく、十万単位であった<sup>41)</sup>。

このように廉価版出版には経験もあり、理解もあったはずのマリーたち協会派がなぜ強硬に一部の廉価販売業者の行動を阻止しようとしたのであろうか。伝統的な書籍業のシステムの維持については既に触れたが、現実的な問題として、新刊書を廉価に販売されれば、競争に巻き込まれて、余儀なく価格を下げる要をえなくなることを経験上彼らは分かっていたと思われる。それは当然少ない利潤に通じるものであり、コストや販売、それに市場などの要因を考慮すれば、廉価販売を躊躇したとしても不思議はない。「知識普及協会」と連携して一世を風靡した「廉価版の王」チャールズ・ナイトでさえ、二十五年に及ぶ経験の結果として、「全体に廉価に向かう際は、一気にやらないこと、危険な出版という海はよく注意して進むべきである」と、投機的な新規ベンチャーへの参入を戒めている。

経済的不況といった社会的条件を措いて、もう一つ協会派の面々が廉価販売に対して消極的になった理由としてあげられるのは、一定の質の高い作品を出版することを自他共に任じていた出版者にとって、その質を維持しつつ、ロイドらと競争し、作家には適切な報酬を支払うというのは不可能であるという認識である。そして彼らが出版物の「質を維持する」とした背景には、再び彼らの「読者像」が浮き彫りにされる。彼らにとって、急速に増大する読者は、教養よりも安い価格で娯楽を求める労働者階級であり、「扇情小説」や「ペニー週刊誌」で十分対応できるものであった。真の不变な読者は質の高い出版物を求めていたのであり、出版者はその要求に応えるべきであるとして、ロイドらと一線を画そうとした。廉価な出版物に人生を賭け、反協会の立場をとったチャールズ・ナイトもこの点については異論を差し挟まなかった。氾濫する「扇情小説」や「ペニー・ペリオディカル」を前に彼は次のように述べて

いる。

大衆教化の真の友が歩む道は、どのようなものなのか。それは、現在の廉価な文芸書が自らを洗練されたものにすることだと思う。既に下卑た段階一下品な段階一不敬な段階一扇情的段階一を超えている。まだ脱しきれていない現在の軽薄な段階を超えて、より高級な趣味へ、より健全な精神的陶冶へと進みたいものだ……眞の教化ができる限り魅力あふれたものにしよう<sup>42)</sup>。

回想的なこの記述は自己の『ペニー・マガジン』が廃刊となってから記されたものであるだけに興味深い。おそらく彼は、創刊時（一八三二年）毎週十六万台の発行部数を記録したにもかかわらず、十三年後には二万五千台に落ち込み、ついには廃刊へと追い込まれたのは「有益知識普及協会」の趣旨に準じて反小説の編集を貫いた姿勢にあると思ったであろう。ナイトは廃刊告知文の中で、同種の週刊誌が最下層の読者を求めて、ロイド的扇情小説を掲載することにより、俗悪なものへと転落したと呪詛の弁を語っているからである。「この上なく俗悪で野蛮なフィクション」という恨みにも似た言葉は、「有益な知識の普及」を目指したナイトの挫折を物語る。

おそらくナイトは、廉価販売闘争の初期においては、廉価な出版物に賭けてきた人生が協会の規約によって否定されるとの危惧から反協会の姿勢を鮮明にしたと思われる。しかし、闘争に決着がついた頃（一八五二年）にはむしろマリーたちに共鳴する見解を示している。伝達内容の充実を掲げ、またそれに呼応する読者を求めたマリーたちは、「購買者の射幸心を徹底してくすぐる戦略」を展開する新興出版者たちの質より量の姿勢を苦々しく見ていた。廉価本闘争の中でさまざまな形であらわになった「読者像」とは別に、協会派の出版者たちは、書籍業界の論理を超えた「自由主義の波」にどう対応すればよいか戸惑い、適切な手を打たなかったことが敗北の最大の理由であろう。

(4)

少数の廉価販売業者が、多数の協会派を向こうに回してこの論争の中

で有利な立場に立てた理由はさまざまあるが、とりわけ「自由商取引の原理」を前面に出したことにあるだろう。キャンベル卿の裁定会議に際してのヒアリングでもピッカーズとブッシュは、自由主義の主張を変えなかつた。「あらゆる人為的規定が否定され、商業が自由に行われない限り、平和も法律も秩序もありえないだろう」と極端な言辞を弄して協会派を攻め立てたという。彼らの自信は、有力作家などの共感に一部支えられていた。例えば、J. S. ミルには、協会の規約は商業の自由をはなはだしく阻害するものと映っていた。

私に言わせるなら、自由商取引の原則は、現在書籍商協会と協会が規定した価格より安く販売したいとする者との間で論争中の問題にこそ当てはまると思う<sup>43)</sup>。

ミルの見解は、マリーとの往復書簡の中で示されたグラッドストーンのそれほどではないにせよ、「自由主義」の流れに沿つたものであることに疑いはない。それでは、キャンベルの裁定はどのようなものだったのであろうか。裁定が下った四日後（一八五二年五月二十二日）の『アセニアム』誌は、「書籍業界」と題した欄を設け、キャンベル裁定委員会の裁定全文を掲載している。これをもとに、キャンベルの裁定姿勢を検証してみたい。

まず、キャンベル裁定委員会が設定された経過に言及。次いで四月八日に開催された書籍商協会が、裁定委員会設置を了承したこと、裁定の結果いかんによっては協会の委員会の機能停止も視野に入れることを決定したことなどに言及した後、キャンベルはじめ裁定委員会は彼らの裁定要請を受け入れたこと、その際協会は「法律や道徳の問題は持ち込まず、ただ〔裁定委員会は〕正しく道理に合うと考えることのみ表明すればよい」ということを要請したのみであり、さらに「もしヒアリングの後で、反対の結果が出た場合は速やかにこれに従う」としたことを潔い姿勢として、その公平さを称えている。協会が受けたキャンベルの印象はすこぶるよいものであるが、実際の裁定には厳しい姿勢を見せている。

裁定の結果を提示する前に、まず協会の規約を確認する。我々も既に言及した内容だが、改めて、キャンベルがどのように規約を理解していたかを見てみよう。

提出された規約の実体を我々はこう理解している。ロンドンの中に、あるいは中央郵便局から十二マイル内に店を構える書籍商は協会に所属し、出版者から新刊書を購入するための会員証が公布される。出版者は小売店に対して新刊書の定価を指定すると同時に、三〇パーセントのディスカウントをすること、また小売商が顧客に書籍を売る際の値引き率は、小売価格の一〇パーセント以下に押さえることを約束することが要請された。この約束を守らない場合は、その後小売店は新刊書を回してもらえないこと、さらに会員証の没収、新刊書に関して出版者との交渉を持つことはできなくなること等が規約に盛り込まれた<sup>44)</sup>。

以上のように、キャンベルたちは、協会のあくどい取締について言及せず、専ら規約の内容に限定している。「優れた議論を聞き、両者に関して入手できるあらゆるものを読み、さまざまな角度からこの問題を検討した」と述べている以上、スパイの件や違反者の公表についても知っていたと思われる。しかし、そのような協会よりの姿勢を見せながら、結局「規約は妥当でなく、公共の福利に寄与するものではない」というシビアな結論を協会に対して下している。

キャンベルはそのような結論に至った理由を次々と披瀝していく。最初にそのような「規約」は「自由主義」に反するものとして突っぱねる。

そういう規約は「一見して」弁護の余地はなく、商取引に欠くべからざる自由に反すると思われる。商品の所有者〔=出版者〕は、それを販売する際、自由に価格を決定してよいであろうが、商品が渡され、支払いがなされた後、一定の価格以下で再び売ってはならないという条件は、購入者として獲ち得た所有者の権利を奪うことになりかねない<sup>45)</sup>。

従来の個人的関係からロングマンやマリーに対して敬意を払う一方で、彼らが規約を擁護したい余り、書籍業界を商業の自由というルールの例外にしようとする姿勢に反対する。

それでは、協会の反論はどのようなものだったのだろうか。まず、書

籍出版の特殊性として、その独占性を著作権とのからみで主張したのはロングマンである。

書籍は、特許物のように生産者がデザイン及び流通に関して独占権を持つ。というのも、著作権を得た出版者は、法的に許可を得て独占的に出版できるからである。そういう特殊性を書籍出版は持っている。同様に、他の商品の場合、品質に応じて価格に変動があるが、書籍の場合同一である。したがって、どの本も同一価格で販売されるべきであり、最大の小売価格を提示して、顧客を価格的に保護し、また、最低価格を提示して、書籍商の間でいらぬ競争を避けるべきである<sup>46)</sup>。

ロングマンは、書籍出版の特殊性を、著作権の意味と書籍の同一性に着眼して強調している。これに対して、キャンベルの裁定は、正面から次のように答えている。

書籍業者が示した最初の特異な点は、著作権に関してである。これは著者と同様、それを流布する者 [=出版者・書籍商] も保護するといわれてきた。作家に対する唯一の保護権は、あらゆる種類の財産に法律が与えるもの一つである。著者は自ら書いたものに財産権を保有し、それによって彼の許可なしに印刷やリプリントをしてはならないということが、コモン・ロー及び永遠の法によって定められている。アン女王の時代からヴィクトリア女王の時代に至るまで、著作権に関するさまざまな法律は、著者の権利が侵害された時に限り、補償という形で救済するとしている<sup>47)</sup>。

「著作権を得た出版者は独占的に出版できる」としたロングマンの主張が、価格まで「独占」的に決めることができるというニアンスがあったのに対して、キャンベルの裁定では、著者の権利と出版者の権利は法律によって護られているが、顧客の購入価格まで規定する権利はないことを次のように仄めかしている。

次に不思議なのは、出版者が顧客が買う価格まで規定する点であ

る。他の職業ではそれは小売商に任せられている。出版者のこのやり方に不満を漏らす者もいる。もし出版者の利便を認めて、小売価格を決めるにせよ、それはあくまで希望小売価格として提示されるべきであり、小売商と顧客との間のフェアな取引を妨害してはならないだろう。現在、協会の規約によると、実際の小売価格は、出版価格と違ったとしても、その範囲は一〇パーセント以下となっている<sup>48)</sup>。

著作権による独占については認められるが、それを流通・販売機構にまで認めることは行き過ぎであるという立場をキャンベルは取っているわけである。一方、マリーは、書籍業のユニーク性と同時に、価格の切り下げに反対する他の職業との類似性を指摘していた。

これまで、書籍業のシステムが自由取引の原則に違反しているとの指摘があったが〔これは他の職業でも同様であり〕、例えば、コブデン氏などは、モスリンの廉価販売を許さなかつたし、ブライト氏は新種のカーペットの販売では、非常に低い価格で販売する業者とは取引しなかつた<sup>49)</sup>。

この陳述に対して、キャンベルは「それらのケースについての情報が十分でないので、これに言及できないが、それらの規約は代理人に対する統制とか、購入した商品を不当に処分する者を以後取引相手からはずすといった機能を發揮するのがせいぜいだろうと思う」と言って、協会の厳格な姿勢を揶揄する。

このように、ある時は特別な権利と規則を持つ書籍業界の特殊性を強調し、ある時は、商業的規約を強制する他の職業との類似性を強調するなど、協会派の主張は一貫せず、時に矛盾に陥っていたことは明らかであった。このような協会派の見解は、直ちに反論を生んだ。例えば、書籍の同一性によって、価格の変動に反対するロングマンの主張に対して、『タイムズ』は、次のように皮肉っている。「羊の販売価格は書籍同様ほぼ同一であるが、羊肉は一定の範囲内で価格を変動させても、人間にも羊にもダメージを与えることはない」。

キャンベルをまごつかせたのは、弁護士への一般的な謝礼に関するマリーの説明である。マリーは、弁護士など司法関係者への謝礼は「最低

額」が決まっていることを理由に基準の重要性を指摘し、協会の規約の正当性を主張する。これに対してキャンベルは苦笑しながら次のように反論する。

弁護士の報酬は契約によるのではない。顧客は弁護士に謝礼を渡すが、法律はそれに関与できない。「最低報酬」が決まっていなければ、法務長官さえ六ペンスの報酬となるかもしれない……また原告がウェストミンスター・ホールでも最高の弁護士に頼ったとしても、一ペンスも払わないということもあり得るのだ<sup>50)</sup>。

キャンベルは、最低利潤価格を設定する協会の姿勢をこのように疑問視する。

マリーが、さらに、書籍は他の商品と違ひ質的に均一である以上、価格に変動があってはならないと主張したのに対して、キャンベルはマリーの主張を逆手に取って、価格が低いからといって書籍に関しては偽の商品をつかまされる心配はなく、価格競争はあってしかるべきであり、出版者が顧客と小売商とのやり取りにまで干渉すべきではないとして、現代の「カルテル禁止」に準じる主張を展開する。

もちろんキャンベルは一方的に協会の主張を批判するわけではない。反協会派の過度な自由競争が陥る危険性に対しても釘を刺すのを忘れない。

ただ心配なのは、協会の規約が廃止され、無制限な競争が蔓延した時、イギリス国内の小売商の数が減少するのではないかということである。もっとも、必要以上に小売商の数が増えれば、価格の上昇を招きかねない……人為的な保護を撤去すればどんな職業でも不況にすぐ見舞われるだろう<sup>51)</sup>。

しかし、「長い目で見れば、健全な商取引の原則によって、[不況] も克服される」はずであり、「書籍業界の発展は、競争・低価格・大規模セール・多売によろう」と反協会よりの結論を導き出す。

最終的な結論にゆく前に、キャンベルは協会派と反協会派との間で論争となった、「規約」と作家との関係について言及している。「著作家

の作品は規約がないと流布し、あるとそれが妨げられるのに対して、無名あるいは二流作家の場合、作品が優れていても廉価販売を阻止する法律がなければ世に出ない」とする協会派の主張に対して、「規約は人気はないが重要な書物の流布を妨げる例が数多くある」として、それに反対する。「需要がなければ、価格は自然と下がるうし、廉価に販売されるならそれだけ購入者の数は増える。出版者が最低価格を厳密に求めるなら、セールはストップし、在庫は山と積まれ、最後はトランクメーカー行きとなろう」と、書籍販売の将来を予測している。

さまざまな理由のもとに、キャンベル裁判委員会は協会が定めた現行の「規約」を否定する裁定を次のように下す。

こういった理由から、書籍業界が例外的に現行の「規約」を実施することに我々は賛成できないのである。我々は書籍業界の一部の者が法外な利益をあげているといって、特定の者を非難するつもりはない。ただこのシステムは間違っており、社会がそれによって被害を被ると言いたいだけなのだ。また規約といつても出版者が小売商に最低価格を強要する点だけに反対なのだ……自由な取引こそ繁栄と調和をもたらすと我々は期待している……<sup>52)</sup>。

キャンベル裁判委員会が、ロングマンやマリーらとの個人的な交流を超えて、彼らの「協会規約」に反対するのも、「社会がそれによって被害を被る」のを避けるためだとしている。この発想は、すでに見たように作家兼政治家のグラッドストーンによって示されたものもある。十八世紀に基礎を築き、たえず書籍業・出版界をリードしてきた「[伝統を誇った] 書籍業界 [でさえ] 例外的に」自由取引を妨害することはもはやできない状況が、一八五〇年代には社会の常識になりつつあることがこれで分かる。

自由な商取引の向こうには、新たな「読者」が控えていた。社会の大好きな流れは、マリーやロングマンらが対象としていた伝統的な読者——書籍を贅沢品とみなすとともに、それによって教養を養う紳士たち——の他に、さまざまな関心のもとに書籍や雑誌購入を求める読者を対象にせざるを得なくなった方向へと傾斜していった。廉価販売業者の主張に同意したのが、多くの作家のみならず、『タイムズ』を始め多くのマ

ス・メディアであったという事実は何を物語るのであろうか。キャンベルの裁判委員会は、社会のさまざまな分野での自由主義に呼応する形で、社会的公正を前面に出して最終的な判断を下したが、出版・書籍業界も例外ではなく、新たに台頭してきた「読者」を無視できなくなっていたことを示すものであろう。一八五八年 ウィルキー・コリンズは、『ハウスホールド・ワーズ』の中で、そのような「読者」を「未知の読者」('The Unknown Public')と呼び、その発見をナイル川の水源発見にみたてて、潜在的な読者の存在を驚異の目で見ている<sup>53)</sup>。それは、Q. D. リーヴィスに「読者の拡散」('The Disintegration of the Reading Public')<sup>54)</sup>と言わしめた新たな読者の存在である。

#### 注

- 1) A. S. Collins, *Authorship in the Days of Johnson* (Robert Holden, London, 1927) 邦訳『十八世紀イギリス出版文化史』(青木、榎本訳、彩流社 1994年) 第二章「版権争議」参照。
- 2) Charles Dickens, *The Pilgrim Edition of The Letters of Charles Dickens* (Clarendon Press, 1965-) ed. by Madeline House et al., Vol. V, p. 432.
- 3) *Annual Register*, vol. 71, December, 1829, p. 190.
- 4) *Ibid.*, p. 191.
- 5) See John Chapman, 'The Commerce of Literature,' *Westminster Review*, new ser. I (1852), pp. 1-23. なお、「Commerce of Literature」は、*Cheap Books and How to Get Them* (1852) としてリプリントされている。
- 6) James J. Barnes, *Free Trade in Books - A Study of the London Book Trade since 1800* (Clarendon Press, 1964), p. 3.
- 7) エドワード・ケイヴの『紳士雑誌』(*The Gentleman's Magazine*, 一七三一年創刊)にも新刊リストが掲載されているのでも分かるように、十八世紀中葉には新刊書の広告・宣伝が既に行われていた。その他、*Writers, Books, And Trade* (Ams Press, 1994), ed. by O. M. Black, 'Using Newspaper Advertisements to Study Book Trade' pp. 123-144. 参照。
- 8) Chapman, *op. cit.*, p. 23. なお、ピッカリングのパンフレットは次の二つ。 William Pickering, 'Booksellers' Monopoly. Address to the Trade and to the Public' (London, 1832) 及び William Pickering, 'Cases showing the arbitrary and oppressive Conduct of the Committee of Booksellers' (London, 1832). チャップマンは 'Commerce of Literature' 執筆の際に両パンフレットを利用している。
- 9) See Chapman, *op. cit.*, pp. 30-39.
- 10) 一八五〇年の規約改正内容については、Barnes, *op. cit.*, Appendix IV, pp. 178-79. 及び Chapman, *op. cit.*, pp. 28-30. 参照。

- 11) 後に 'Commerce of Literature' に転載された。同パンフレット p. 51.
- 12) *The Times*, 30 March 1852.
- 13) *Ibid.*, 31 March 1852.
- 14) See Barnes, *op. cit.*, pp. 28-29.
- 15) リチャード・ペントリーと J. W. パーカーは一八五〇年の規約改正時には協会の委員を務めており、規約に署名もしていた。主だった反協会派はその他、ピッカーズ&ブッシュ、プラッドベリー&エヴァンズ、ジョン・チャップマン、チャールズ・ナイト、エドワード・モクソン、W. S. オール、ウイリアム・テッグなどである。See Barnes, *op. cit.*, Appendix V, pp. 180-181.
- 16) See Barnes, *op. cit.*, pp. 30-32.
- 17) *Athenaeum*, 22 May 1852, No. 1282. p. 72.
- 18) *Ibid.*, p. 73. デイケンズは 'No. Most certainly not.' (Pilgrim Edition of Charles Dickens, Vol. V, p. 658.) と唯一言。カーライルも 'My answer to this question, for my own interests, and for those of the world... is decidedly "No"' quoted in F. A. Mumby's *Publishing and Bookselling*, (Jonathan Cape, London, 1930), p. 333. とパーカーへ回答している。
- 19) See Barnes, *Free Trade in Books*, chap. V, pp. 67-91. その他 R. D. Altick, *The Common Reader* (Univ. Chicago Press, 1957), chap. 13. 'The Book Trade 1851-1900', pp. 294-317., F. A. Mumby, *Publishing and Bookselling*, pp. 332-335., Majorie Plant, *The English Book Trade* (George Allen & Unwin, 1974), pp. 448-456.
- 20) *A Report of the Proceedings of a Meeting*, p. 6, quoted in Barnes's *Free Trade in Books*, p. 67.
- 21) Barnes, *op. cit.*, p. 67.
- 22) Gladstone to Murray, 27 June 1851; copy of the original in the possession of John Murray Ltd. quoted in Barnes's *Free Trade in Books*, p. 79.
- 23) *Ibid.*, p. 78.
- 24) *Ibid.*, p. 79.
- 25) *Ibid.*, p. 80.
- 26) *Ibid.*, p. 82.
- 27) *Ibid.*, p. 82.
- 28) グラッドストーンの自由取引の姿勢については Majorie Plant, *English Book Trade*, p. 452. 参照。
- 29) Barnes, *op. cit.*, p. 83.
- 30) 作家と出版者の契約については次の研究書参照。R. A. Gettmann, *A Victorian Publisher* (Cambridge Univ. Press, 1960), chap. iv. pp. 76-118., N. N. Feltes, *Modes of Production of Victorian Novels* (University of Chicago Press, 1985), pp. 6-10., J. A. Sutherland, *Victorian Novelists and Publishers* (The Athlone Press, 1976) など。
- 31) Barnes, *op. cit.*, p. 83.

- 32) *Ibid.*, p. 84.
- 33) *The Speeches of Charles Dickens*, ed. by K. J. Fielding (Harvester, 1988), p. 21.
- 34) Chapman, *op. cit.*, p. 34.
- 35) *Nonconformist*, 27 April 1852, p. 267, quoted in Barnes's *Free Trade in Books*, p. 93.
- 36) Barnes, *op. cit.*, p. 94.
- 37) *The Times*, 11 June 1852, p. 5.
- 38) *The Times*, 18 May 1852, p. 8.
- 39) R. D. Altick, 'English Publishing and the Mass Audience in 1852', *Studies in Bibliography*, Vol. vi (1953), p. 17.
- 40) *A Report of the Proceedings of a Meeting*, p. 15, quoted in Barnes's *Free Trade in Books*, p. 110.
- 41) See R. D. Altick, *The Common Reader* (University of Chicago Press, 1957), chap. 12, pp. 260-293.
- 42) Charles Night, *Old Printer and the Modern Press*, pp. 238-9, quoted in Barnes's *Free Trade in Books*, p. 108.
- 43) *A Report of the Proceedings of a Meeting*, p. 8, quoted in Barnes's *Free Trade in Books*, p. 121.
- 44) *Athenaeum*, 22 May 1852, No. 1282, p. 578. 他にBarnes, *Free Trade in Books*, Appendix VI, 'Decision of Lord Campbell' reprinted from *The Times*, 20 May 1852, p. 7.
- 45) *Athenaeum*, p. 579.
- 46) *The Times*, 15 April 1852, p. 5. 一八五二年の四月から五月にかけて『タ イムズ』紙はロングマンとマリーの反論を数回掲載している。
- 47) *Athenaeum*, 22 May 1852, No. 1282, p. 579.
- 48) *Ibid.*, p. 579.
- 49) *The Times*, 15 April 1852, p. 5.
- 50) *Athenaeum*, p. 580.
- 51) *Ibid.*, p. 580.
- 52) *Ibid.*, p. 581.
- 53) See Wilkie Collins, 'The Unknown Public', *Household Words*, XVIII (1858), pp. 217-224.
- 54) See Q. D. Reavis, *Fiction and Reading Public* (Chatto and Windus, 1968), Part II, IV, 'Disintegration of the Reading Public', pp. 151-202.